

次期「リスク管理型フルプラン」と関連する 地震対策、老朽化対策等に関する基本計画等の概要

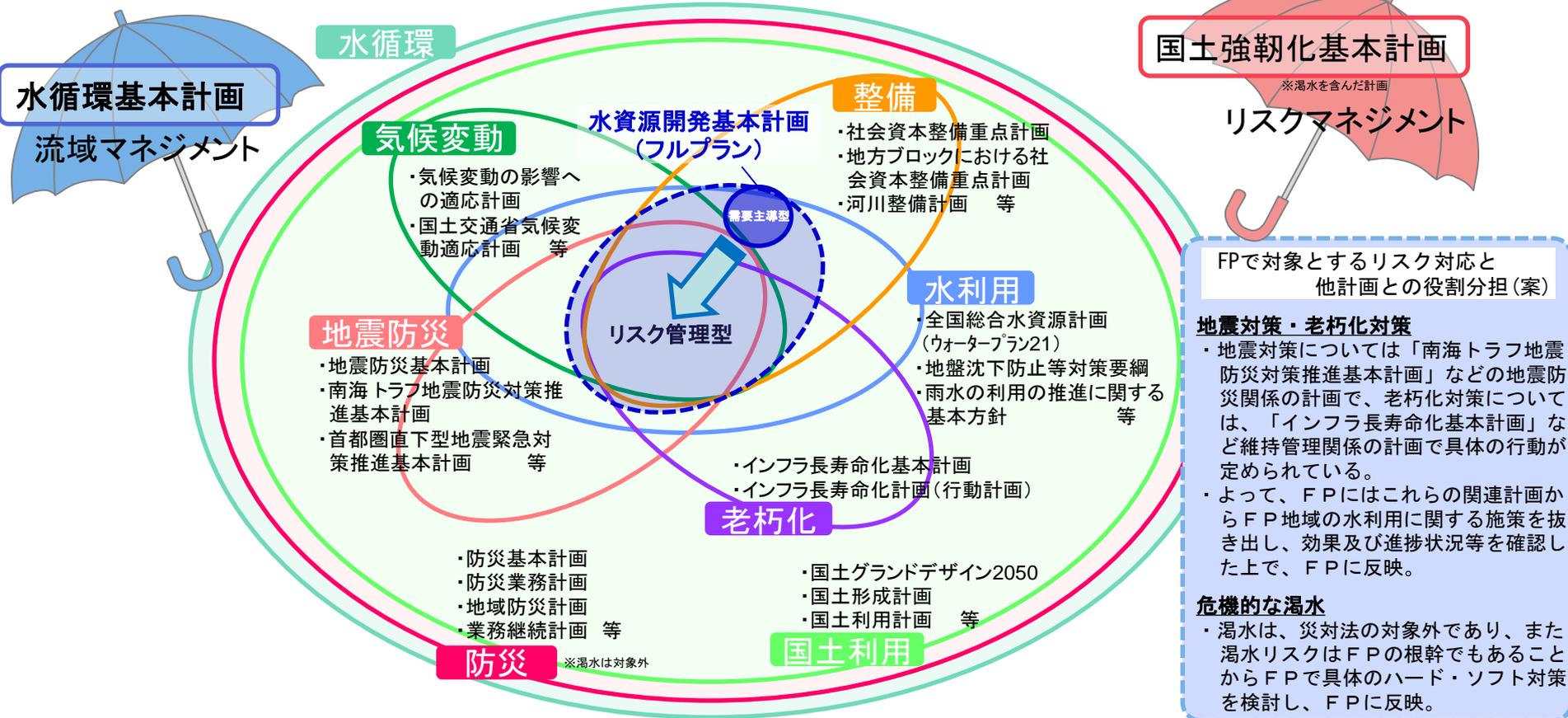
平成 30 年 10 月

国土交通省 水管理・国土保全局 水資源部

「リスク管理型フルプラン」と各種計画との関連

- これまでの需要主導型のフルプランは、社会資本整備重点計画などの整備に関する計画から、フルプラン地域内の水の安定供給に関する対策を抜き出し、1/10渇水時の水需給バランスを評価した計画といえる。
- 新たなフルプランでは、「大規模地震」、「老朽化に伴う大規模な事故」、「気候変動に伴う危機的な渇水」等の新たなリスクも計画の対象となり、扱う事象が拡大することとなる。そのため、**計画策定にあたっては、他計画との役割分担の整理が必要**。
- また、「国土強靱化基本計画」及び「水循環基本計画」等の、**近年策定されたいわゆるアンブレラ計画の考えを取り入れることも必要**。

フルプランの対象範囲(概念図)



関連する主な各種基本計画等

| | 計画 | 根拠法等 | 備考 |
|-----------|-----------------|--|---|
| リスクマネジメント | 国土強靱化基本計画 | 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法 | 異常渇水等による用水供給途絶に伴う生産活動への甚大な影響、上水道等の長期間にわたる供給停止 |
| 防災 | 防災基本計画 | 災害対策基本法 | 防災に関し執るべき措置 |
| 地震防災 | 南海トラフ地震対策推進基本計画 | 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 | 災害応急対策活動の具体的な内容 |
| インフラ老朽化 | インフラ長寿命化基本計画 | 日本再興戦略(閣議決定) | 数値目標、ロードマップ、個別施設毎の長寿命化計画策定 |
| 流域マネジメント | 水循環基本計画 | 水循環基本法 | 具体的なマネジメント計画 |
| 国土利用 | 国土形成計画 | 国土形成計画法 | |
| 社会資本整備 | 社会資本整備重点計画 | 社会資本重点計画法 | 渇水時の被害を最小とするための対策の推進 |
| 気候変動 | 気候変動の影響への適応計画 | 気候変動適応法 | 渇水対応タイムラインの作成の促進、水道インフラにおける防災機能の強化 |

※青囲みの基本計画については、概要等を以下ページに掲載

リスクマネジメント 「国土強靱化基本計画」

国土強靱化基本計画の概要

平成26年6月3日
閣議決定

国土強靱化基本計画について

- 国土強靱化基本法第10条に基づく計画で、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるもの（アンブレラ計画）
- 脆弱性評価結果を踏まえた、**施策分野ごと及びプログラムごとの推進方針**を定める

●国土強靱化の基本的考え方（第1章） 【理念】

○国土強靱化の基本目標

- ① 人命の保護
 - ② 国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
 - ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 - ④ 迅速な復旧復興
- 災害時でも機能不全に陥らない経済社会システムを平時から確保し、国の経済成長の一翼を担う

【基本的な方針等】

- 依然として進展する東京一極集中からの脱却、「自律・分散・協調」型の国土の形成
- 施策の重点化、ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ**
- 既存社会資本の有効活用等による費用の縮減
- PPP/PFIによる民間資金の積極的な活用
- PDCAサイクルの繰返しによるマネジメント等
- 【特に配慮すべき事項】
- オリンピック・パラリンピックに向けた対策等

●脆弱性評価（第2章） 略

●国土強靱化の推進方針（第3章） ～施策分野ごとの推進方針～

- 【行政機能／警察・消防等分野】
 - ・政府全体の業務継続計画を踏まえた対策の推進等
- 【農林水産分野】
 - ・農林水産業に係る生産基盤等のハード対策や流通・加工段階のBCP/BCM構築等ソフト対策の実施等
- 【住宅・都市分野】
 - ・密集市街地の火災対策、住宅・学校等の耐震化、建築物の長周期地震動対策等
- 【保健医療・福祉分野】
 - ・資機材、人材を含む医療資源の適切な配分を通じた広域的な連携体制の構築等
- 【エネルギー分野】
 - ・エネルギー供給設備の災害対応力、地域間の相互融通能力の強化等
- 【金融分野】
 - ・金融システムのバックアップ機能の確保、金融機関横断的な合同訓練の実施等
- 【情報通信分野】
 - ・情報通信システムの長期電力供給停止等に対する対策の早期実施等
- 【産業構造分野】
 - ・企業連携型BCP/BCMの構築促進等
- 【交通・物流分野】
 - ・交通・物流施設の耐災害性の向上等
- 【環境分野】
 - ・災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を可能とする廃棄物処理システムの構築等
- 【土地利用（国土利用）分野】
 - ・多重性・代替性を高めるための日本海側と太平洋側の連携等
- 【リスクコミュニケーション分野】
 - ・国や自治体、国民や事業者等の自発的取組促進のための双方向コミュニケーション、教育、訓練等
- 【老朽化対策分野】
 - ・長寿命化計画に基づく、メンテナンスサイクルの構築等
- 【研究開発分野】
 - ・自然災害・老朽化対策に資する優れた技術の研究開発、普及、活用促進等

●計画の推進と不断の見直し（第4章）

- 今後、国土強靱化に係る国の他の計画について必要な見直しを行いながら計画を推進
- 概ね5年ごとに計画内容の見直し、それ以前においても必要に応じて所要の変更
- 起きてはならない最悪の事態を回避するプログラムの推進計画（※）を毎年度の国土強靱化アクションプランとして推進本部が策定。これにより**施策やプログラムの進捗管理**及び重要業績指標等による定量的評価を実施。
- （※）プログラムごとの推進方針（略）に重要業績指標（KPI）を加えて作成
- 重点化するべき15プログラム**を重点的に推進

起きてはならない最悪の事態

| 基本目標 | 事前に備えるべき目標 | 起きてはならない最悪の事態 |
|------|--|---|
| 1 | 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる | 1-1 大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生 |
| | | 1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災 |
| | | 1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生 |
| | | 1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 |
| | | 1-5 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態 |
| | | 1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生 |
| | | 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 |
| | | 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生 |
| | | 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 |
| | | 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶 |
| | | 2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足 |
| | | 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災・支援ルートの途絶による医療機能の麻痺 |
| 2 | 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む） | 2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 |
| | | 3-1 矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化 |
| | | 3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発 |
| 3 | 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する | 3-3 首都圏での中央官庁機能の機能不全 |
| | | 3-4 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 |
| | | 4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止 |
| 4 | 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する | 4-2 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態 |
| | | 4-3 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態 |
| | | 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下 |
| 5 | 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない | 5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止 |
| | | 5-3 コンテナ・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等 |
| | | 5-4 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響 |
| | | 5-5 太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止 |
| | | 5-6 複数空港の同時被災 |
| | | 5-7 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態 |
| | | 5-8 食料等の安定供給の停滞 |
| | | 6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止 |
| 6 | 大規模自然災害発生後であっても、最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る | 6-2 上下水道等の長期間にわたる供給停止 |
| | | 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 |
| | | 6-4 地域交通ネットワークが分断する事態 |
| | | 6-5 異常過水等により用水の供給の途絶 |
| | | 7-1 市街地での大規模火災の発生 |
| 7 | 制御不能な二次災害を発生させない | 7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生 |
| | | 7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺 |
| | | 7-4 たため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生 |
| | | 7-5 有害物質の大規模拡散・流出 |
| | | 7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 |
| | | 7-7 風評被害等による国家経済等への甚大な影響 |
| | | 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| 8 | 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する | 8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | | 8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | | 8-4 新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | | 8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |

国の他の計画等の改正スケジュール

改正済み（～H29.4.末）

- ・ 南海トラフ地震防災対策推進基本計画
- ・ 政府業務継続計画（首都直下地震対策）
- ・ エネルギー基本計画
- ・ 森林整備保全事業計画
- ・ 土砂災害防止対策基本指針
- ・ 海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針
- ・ 交通政策基本計画
- ・ 首都直下地震緊急対策推進基本計画
- ・ 食料・農業・農村基本計画
- ・ 国土形成計画（全国計画）
- ・ 国土利用計画（全国計画）
- ・ 社会資本整備重点計画
- ・ 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
- ・ 科学技術基本計画
- ・ 活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針
- ・ 住生活基本計画
- ・ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針
- ・ 北海道総合開発計画
- ・ 中心市街地の活性化を図るための基本的な方針
- ・ 宇宙基本計画
- ・ 世界最先端IT国家創造宣言
- ・ 森林・林業基本計画
- ・ 都市再生基本方針
- ・ 土地改良長期計画
- ・ 地理空間情報活用推進基本計画
- ・ 健康・医療戦略
- ・ 漁港漁場整備長期計画
- ・ 観光立国推進基本計画
- ・ 防災基本計画
- ・ 水産基本計画

平成29年度（5月以降）（予定）

- ・ 総合物流施策大綱
- ・ 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るための基本的な方針
- ・ 教育振興基本計画

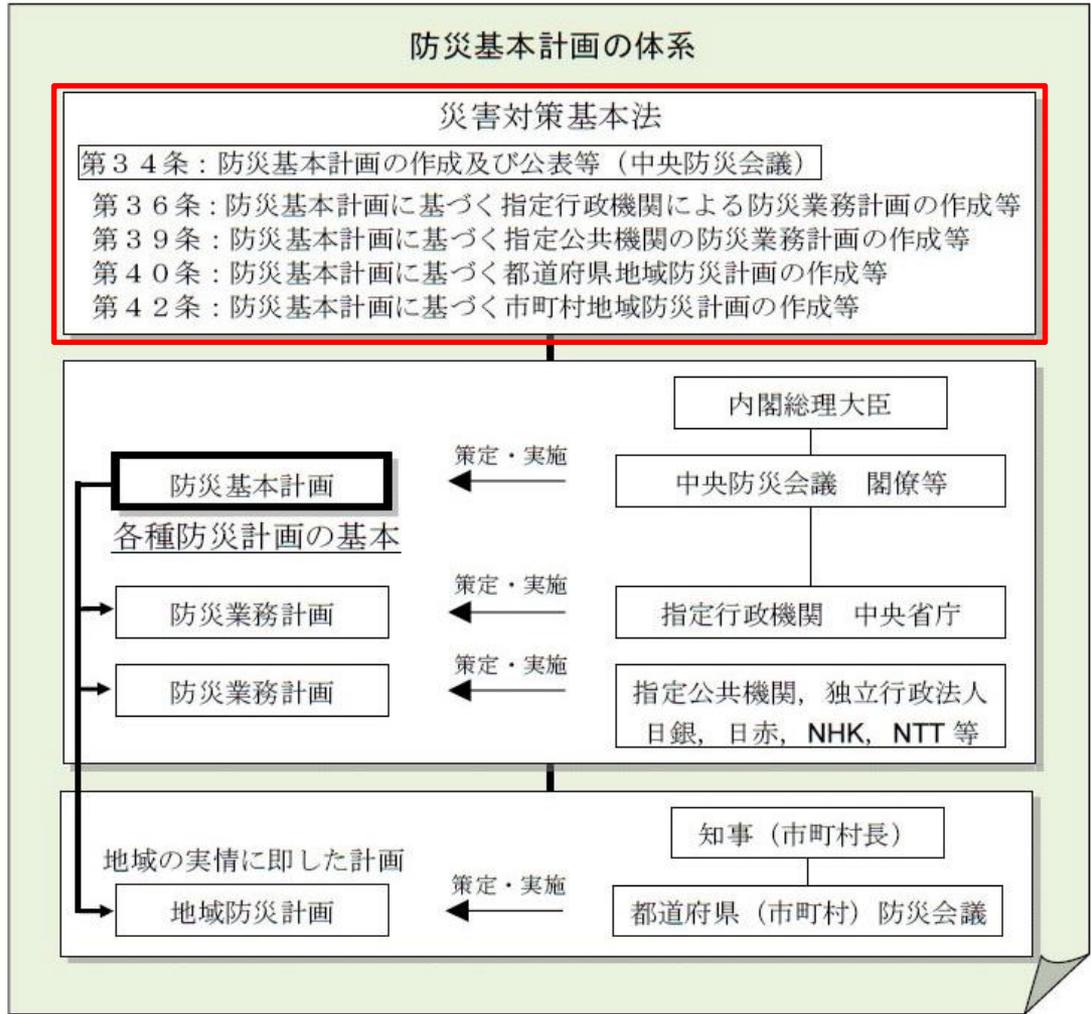
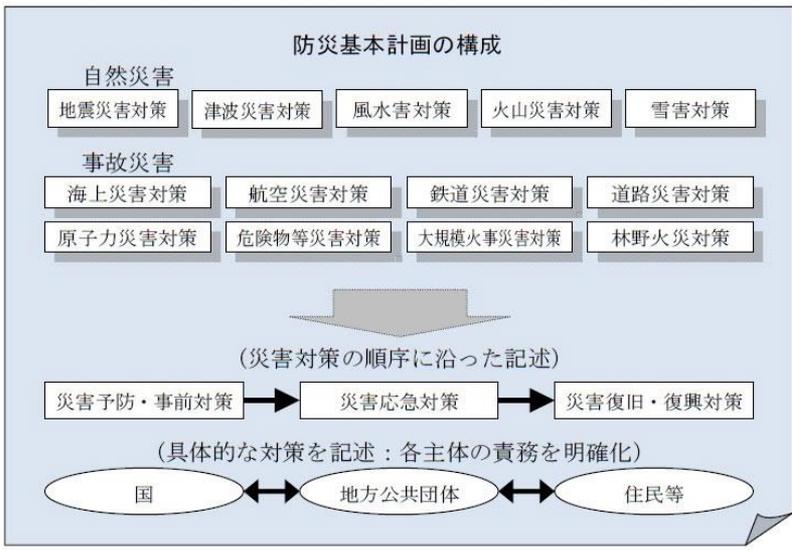
平成30年度以降（予定）

- ・ 行政機関の官署及び特殊法人の主たる事務所の移転に関する基本方針
- ・ 津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針
- ・ 環境基本計画
- ・ 沖縄振興基本方針
- ・ 高齢社会対策大綱
- ・ 豪雪地帯対策基本計画
- ・ 離島振興基本方針
- ・ 事業継続ガイドライン
- ・ インフラ長寿命化基本計画
- ・ 奄美群島振興開発基本方針
- ・ 小笠原諸島振興開発基本方針

※1 改正スケジュールは現時点の予定であり、今後変更となることがある。 ※2 「改正済み」欄には、新規策定及び国土強靱化政策大綱を踏まえて改正等したものを含む。
 ※3 「平成30年度以降」欄には、改正時期が未定のものを含む。

防災基本計画の体系

- 防災計画に基づき、指定行政機関及び指定公共機関は防災業務計画を、地方公共団体は地域防災計画を作成。



出典：内閣府HP <http://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/index.html>

地震防災「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」

南海トラフ地震防災対策推進基本計画の概要

第1章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項

○ 予断を持たずに最悪の被害様相を念頭においた上で、予防対策、応急対策を検討し、着実に推進することをもって被害の軽減を図ることが重要

第2章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針

南海トラフ地震の特徴を踏まえ、国、地方公共団体、地域住民等、様々な主体が連携をとって、計画的かつ速やかに以下1～9の防災対策を推進

南海トラフ地震の特徴

- ① 極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生
- ② 津波の到達時間が極めて短い地域が存在
- ③ 時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性
- ④ ①～③から、その被害は広域かつ甚大
- ⑤ 想定される最大規模の地震となった場合、被災の範囲は超広域にわたり、これまで想定されてきた地震とは全く異なる様相の被害が発生

- 1. 各般にわたる甚大な被害への対応
- 2. 津波からの人命の確保
- 3. 超広域にわたる被害への対応
- 4. 国内外の経済に及ぼす甚大な影響の回避
- 5. 時間差発生等への対応
- 6. 外力レベルに応じた対策
- 7. 戦略的な取組の強化
- 8. 訓練等を通じた対策手法の高度化
- 9. 科学的知見の蓄積と活用

第3章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の基本的な施策

第2章の「基本的方針」を踏まえて、以下1～7の施策を実施。併せて、各施策に係る具体的な目標及びその達成期間を設定

| | | | | |
|------------------|---------------|---------|----|----------|
| 減災目標 (今後10年間) | 想定される死者数 | 約33万2千人 | から | 概ね8割以上減少 |
| | 想定される建築物の全壊棟数 | 約250万棟 | から | 概ね5割以上減少 |

- 1. 地震対策
 - ①建築物の耐震化 ②火災対策 ③土砂災害・地盤災害・液状化対策 ④ライフライン・インフラ施設の耐震化等
- 2. 津波対策
 - ①津波に強い地域構造の構築 ②安全で確実な避難の確保
- 3. 総合的な防災体制
 - ①防災教育・防災訓練の充実 ②ボランティアとの連携 ③総合的な防災力の向上 ④長周期地震動対策
- 4. 災害発生時の対応に係る事前の備え
 - ①災害対応体制の構築 ②救助・救急対策 ③医療対策 ④消火活動等
 - ⑤緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 ⑥食料・水、生活必需品等の物資の調達
 - ⑦燃料の供給対策 ⑧避難者等への対応 ⑨帰宅困難者等への対応 ⑩ライフライン・インフラの復旧対策
 - ⑪保健衛生・防疫対策 ⑫遺体対策 ⑬災害廃棄物等の処理対策 ⑭災害情報の収集 ⑮災害情報の提供
 - ⑯社会秩序の確保・安定 ⑰多様な空間の効果的利用の実現 ⑱広域連携・支援体制の確立
- 5. 被災地内外における混乱の防止
 - ①基幹交通網の確保 ②民間企業等の事業継続性の確保 ③国及び地方公共団体の業務継続性の確保
- 6. 多様な発生態様への対応
- 7. 様々な地域的課題への対応
 - ①高層ビル、地下街、百貨店、ターミナル駅等の安全確保 ②ゼロメートル地帯の安全確保 ③原子力事業所等の安全確保 ④石油コンビナート地帯及び周辺の安全確保 ⑤孤立可能性の高い集落への対応
 - ⑥沿岸部における地場産業・物流への被害の防止及び軽減 ⑦文化財の防災対策

第4章 南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針

発災時には、南海トラフ地震の特徴を踏まえ、以下1～12に留意して災害応急対策を推進

- 1. 迅速な被害情報の把握
- 2. 津波からの緊急避難への対応
- 3. 原子力事業所等への対応
- 4. 救助・救急対策、緊急輸送のための交通の確保
- 5. 津波火災対策
- 6. 膨大な傷病者等への医療活動
- 7. 物資の絶対的な不足への対応
- 8. 膨大な避難者等への対応
- 9. 国内外への適切な情報提供
- 10. 施設・設備等の二次災害対策
- 11. ライフライン・インフラの復旧対策
- 12. 広域応援体制の確立

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画の基本となるべき事項

指定行政機関及び指定公共機関が防災業務計画において、関係都府県・市町村地方防災会議が地域防災計画において定める「推進計画」に記載すべき事項

- 1. 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項
 - 〔建築物・構造物等の耐震化、津波防護施設、津波避難ビル等避難場所、避難経路等整備すべき施設について定め、併せて具体的な目標及びその達成期間を定める〕
- 2. 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
 - (1)津波からの防護 〔防潮堤、水門等の管理、自動化、補強等の推進を定める〕
 - (2)円滑な避難の確保 〔地域住民等への情報伝達、避難行動の確保、関係機関のとりまき措置等を定める〕
 - (3)迅速な救助 〔消防機関等による救助・救急活動実施体制を定める〕
- 3. 関係者との連携協力の確保に関する事項
 - 〔資機材、人員等の配備手配、物資の備蓄・調達、帰宅困難者対策等を定める〕
- 4. 防災訓練に関する事項
 - 〔他機関との共同訓練を行うよう配慮、居住者等の協力・参加等を定める〕
- 5. 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項
 - 〔地震・津波の発災時にとるべき行動、備蓄の確保等を含む教育・広報の実施を定める〕
- 6. 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項
 - 〔国庫負担の嵩上げが適用される津波避難対策緊急事業についての基本となるべき事項として、津波避難対策の推進に関する基本的な方針及び対策の目標・達成期間を定める〕

第6章 南海トラフ地震防災対策計画の基本となるべき事項

推進地域内の関係施設管理者、事業者等が定める「対策計画」に記載すべき事項

- 1. 対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者
 - 〔津波により30cm以上の浸水が想定される区域において、
 - ・病院、劇場、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設を管理・運営する者
 - ・石油等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者
 - ・一般旅客運送事業者（鉄道事業者等）
 - ・学校、社会福祉施設を管理・運営する者
 - ・水道、電気、ガス、通信及び放送事業関係者
 等
- 2. 津波からの円滑な避難の確保に関する事項
- 3. 防災訓練に関する事項
- 4. 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

南海トラフ地震防災対策推進基本計画

「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(中央防災会議幹事会)

南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画の概要

| 救助・救急、消火等 | 医療 | 物資 | 燃料、電力・ガス |
|--|---|---|---|
| <p>◎広域応援部隊の派遣規模(最大値)</p> <p>○重点受援県以外の37県の警察・消防・自衛隊の派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察 : 約1.6万人 ・消防 : 約1.9万人 ・自衛隊 : 約11万人(※) 等 <p>※重点受援県に所在する部隊を含む。</p> <p>○応援地方整備局等管内の国交省TEC-FORGEの派遣 : 約1,360人</p> <p>◎航空機約580機、船舶約520隻</p> | <p>◎DMAT(登録数1,571チーム)に対する派遣要請、陸路・空路参集、ロジ支援、任務付与</p> <p>◎被災医療機関の継続・回復支援(人材、物資・燃料供給等)</p> <p>◎広域医療搬送、地域医療搬送による重症患者の搬送</p> | <p>◎発災後4~7日に必要な救援物資を調達し、被災府県の拠点へ輸送</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水 : 応急給水46万m³ (1~7日) ・食料 : 7200万食 ・毛布 : 570万枚 ・育児用調製粉乳 : 23t ・大人/乳幼児おむつ : 480万枚 ・簡易トイレ等 : 5400万回 ・トイレットペーパー : 360万巻 ・生理用品 : 500万枚 | <p>【燃料】</p> <p>◎石油業界の系列を超えた供給体制の確保。また、緊急輸送ルート上の中核SS等へ重点継続供給・重要施設へ要請に基づく優先供給</p> <p>【電力・ガス】</p> <p>◎重要施設へ電源車、移動式ガス発生設備等による臨時供給</p> |

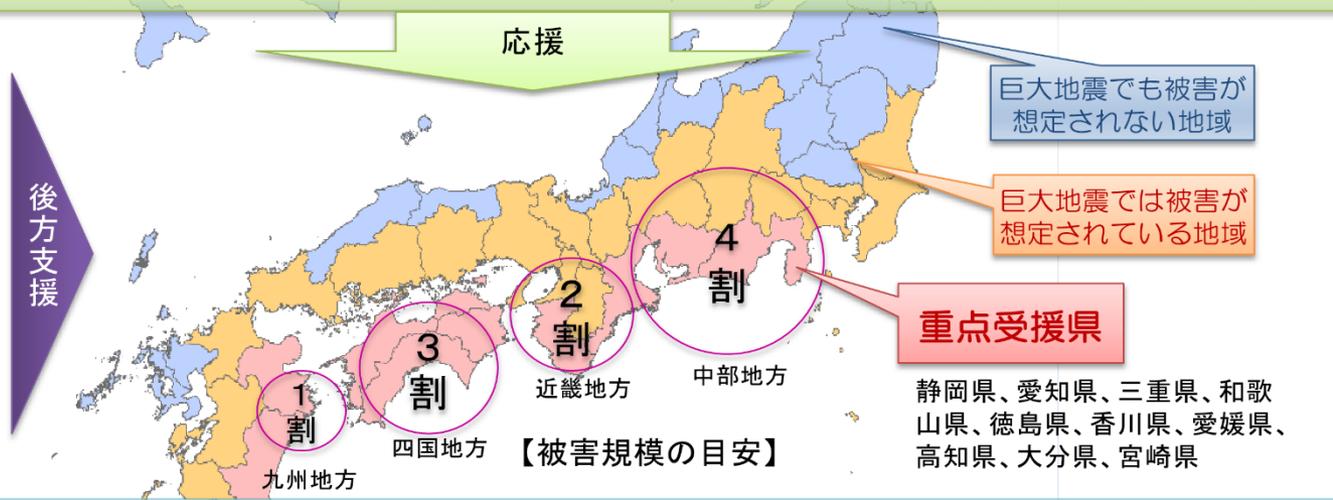
国は、緊急対策本部の調整により、被害の全容把握、被災地からの要請を待たず直ちに行動(プッシュ型での支援)

緊急輸送ルート、防災拠点

◎人員・物資の「緊急輸送ルート」を設定、発災時に早期通行確保

◎各活動のための「防災拠点」を分野毎に設定、発災時に早期に確保

後方支援



具体計画のポイント

- ①人命救助に重要な72時間を意識しつつ、緊急輸送ルート、救助、医療、物資、燃料の各分野でのタイムラインと目標行動を設定(例:24hで広域移動ルートを確保、広域応援部隊が順次到着、等)
- ②広域応援部隊、全国の応援DMATの派遣は、被害が甚大な地域(重点受援県10県)に重点化

インフラ長寿命化基本計画の概要

- 個別施設毎の長寿命化計画を核として、メンテナンスサイクルを構築
- メンテナンスサイクルの実行や体制の構築等により、トータルコストを縮減・平準化
- 産学官の連携により、新技術を開発・メンテナンス産業を育成

1. 目指すべき姿

- **安全で強靱なインフラシステムの構築**
 - メンテナンス技術の基盤強化、新技術の開発・導入を通じ、厳しい地形、多様な気象条件、度重なる大規模災害等の脆弱性に対応
 - 【目標】老朽化に起因する重要インフラの重大事故ゼロ（2030年）等
- **総合的・一体的なインフラマネジメントの実現**
 - 人材の確保も含めた包括的なインフラマネジメントにより、インフラ機能を適正化・維持し、効率的に持続可能で活力ある未来を実現
 - 【目標】適切な点検・修繕等により行動計画で対象とした全ての施設の健全性を確保（2020年頃）等
- **メンテナンス産業によるインフラビジネスの競争力強化**
 - 今後のインフラビジネスの柱となるメンテナンス産業で、世界のフロントランナーの地位を獲得
 - 【目標】点検・補修等のセンサー・ロボット等の世界市場の3割を獲得（2030年）

2. 基本的な考え方

- **インフラ機能の確実かつ効率的な確保**
 - メンテナンスサイクルの構築や多段階の対策により、安全・安心を確保
 - 予防保全型維持管理の導入、必要性の低い施設の統廃合等によりトータルコストを縮減・平準化し、インフラ投資の持続可能性を確保
- **メンテナンス産業の育成**
 - 産学官連携の下、新技術の開発・積極公開により民間開発を活性化させ、世界の最先端へ誘導
- **多様な施策・主体との連携**
 - 防災・減災対策等との連携により、維持管理・更新を効率化
 - 政府・産学界・地域社会の相互連携を強化し、限られた予算や人材で安全性や利便性を維持・向上

3. 計画の策定内容

- **インフラ長寿命化計画（行動計画）**
 - 計画的な点検や修繕等の取組を実施する必要性が認められる全てのインフラでメンテナンスサイクルを構築・継続・発展させるための取組の方針（対象施設の現状と課題／維持管理・更新コストの見通し／必要施策に係る取組の方向性 等）
- **個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）**
 - 施設毎のメンテナンスサイクルの実施計画（対策の優先順位の考え方／個別施設の状態等／対策内容と時期／対策費用 等）

4. 必要施策の方向性

| | |
|------------|--|
| 点検・診断 | 定期的な点検による劣化・損傷の程度や原因の把握 等 |
| 修繕・更新 | 優先順位に基づく効率的かつ効果的な修繕・更新の実施 等 |
| 基準類の整備 | 施設の特性を踏まえたマニュアル等の整備、新たな知見の反映 等 |
| 情報基盤の整備と活用 | 電子化された維持管理情報の収集・蓄積、予防的な対策等への利活用 等 |
| 新技術の開発・導入 | ICT、センサー、ロボット、非破壊検査、補修・補強、新材料等に関する技術等の開発・積極的な活用 等 |
| 予算管理 | 新技術の活用やインフラ機能の適正化による維持管理・更新コストの縮減、平準化 等 |
| 体制の構築 | [国]技術等の支援体制の構築、資格・研修制度の充実 [地方公共団体等]維持管理・更新部門への人員の適正配置、国の支援制度等の積極的な活用 [民間企業]入札契約制度の改善 等 |
| 法令等の整備 | 基準類の体系的な整備 等 |

5. その他

- 戦略的なインフラの維持管理・更新に向けた産学官の役割の明示
- 計画のフォローアップの実施

インフラ長寿命化基本計画

インフラ長寿命化基本計画

策定主体：国
対象施設：全てのインフラ

- 目指すべき姿**
 - 安全で強靱なインフラシステムの構築
 - 総合的・一体的なインフラマネジメントの実現
 - メンテナンス産業によるインフラビジネスの競争力強化
- 基本的な考え方**
 - インフラ機能の確実かつ効率的な確保
 - メンテナンス産業の育成
 - 多様な施策・主体との連携
- 計画の策定内容**

○インフラ長寿命化計画（行動計画）

 - 計画的な点検や修繕等の取組を実施する必要性が認められる全てのインフラでメンテナンスサイクルを構築・継続・発展させるための取組の方針
 - 対象施設の現状と課題／維持管理・更新コストの見直し／必要施策に係る取組の方向性等
 - 個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）
 - 施設毎のメンテナンスサイクルの実施計画
 - 対策の優先順位の考え方／個別施設の状態等／対策内容と時期／対策費用等

4. 必要施策の方向性

| | |
|------------|--|
| 点検・診断 | 定期的な点検による劣化・損傷の程度や原因の把握等 |
| 修繕・更新 | 優先順位に基づく効率的かつ効果的な修繕・更新の実施等 |
| 基準類の整備 | 施設の特性を踏まえたマニュアル等の整備、新たな知見の反映等 |
| 情報基盤の整備と活用 | 電子化された維持管理情報の収集・蓄積、予防的な対策等への利活用等 |
| 新技術の開発・導入 | ICT、センサー、ロボット、非破壊検査、補修・補強、新材料等に関する技術等の開発・積極的な活用等 |
| 予算管理 | 新技術の活用やインフラ機能の適正化による維持管理・更新コストの縮減、平準化等 |
| 体制の構築 | [国]資格・研修制度の充実 [地方]維持管理部門への人員の適正配置 [民間企業]入札契約制度の改善等 |
| 法令等の整備 | 基準類の体系的な整備等 |

5. その他

 - 戦略的なインフラの維持管理・更新に向けた産学官の役割の明示
 - 計画のフォローアップの実施

安全性や経済性等の観点から必要性が認められる施設

行動計画

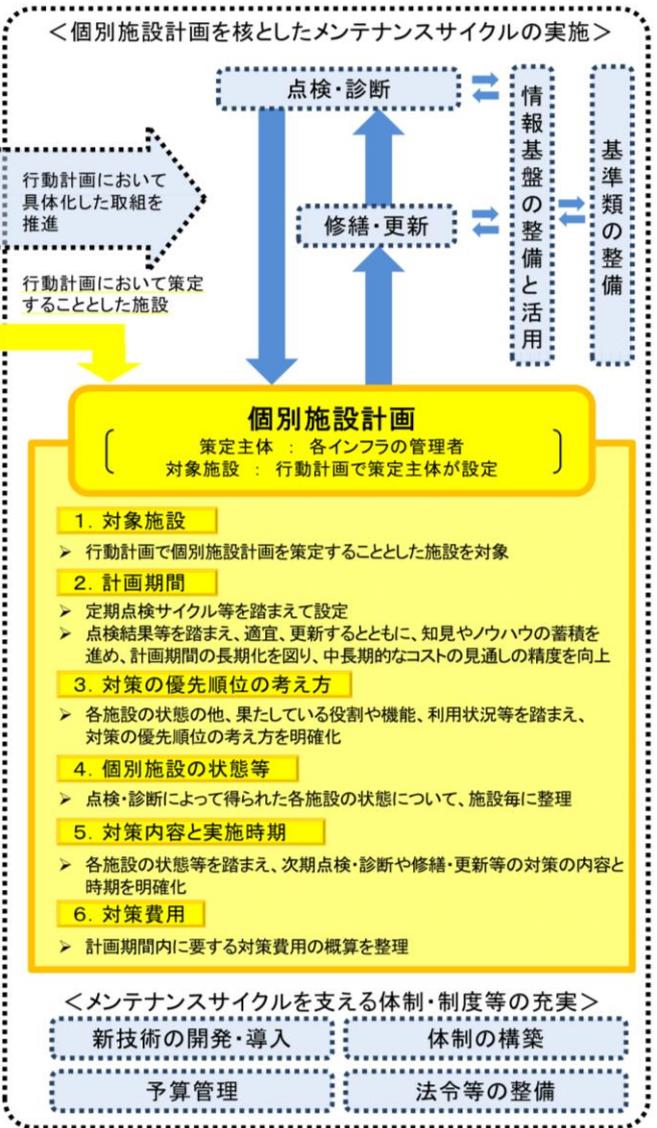
策定主体：各インフラを管理・所管する者
対象施設：安全性等を鑑み、策定主体が設定

- 対象施設**
 - 自らが管理・所管する施設のうち、安全性、経済性や重要性の観点から、計画的な取組を実施する必要性が認められる施設を策定者が設定
- 計画期間**
 - 「4. 中長期的な維持管理・更新等のコストの見直し」を踏まえつつ、「5. 必要施策の取組の方向性」で明確化する事項の実施に要する期間を考慮して設定
 - 取組の進捗状況、情報や知見の蓄積状況等を踏まえ、計画を更新し取組を継続・発展
- 対象施設の現状と課題**
 - 維持管理・更新等に係る取組状況等を踏まえ、課題を整理
- 中長期的な維持管理・更新等のコストの見直し**
 - 把握可能な情報に基づき、中長期的なコストの見直しを明示
- 必要施策に係る取組の方向性**
 - 対象施設の現状と課題、中長期的な維持管理・更新等のコスト見直し等に照らし、必要性が高いと判断される事項について取組の方向性を具体化

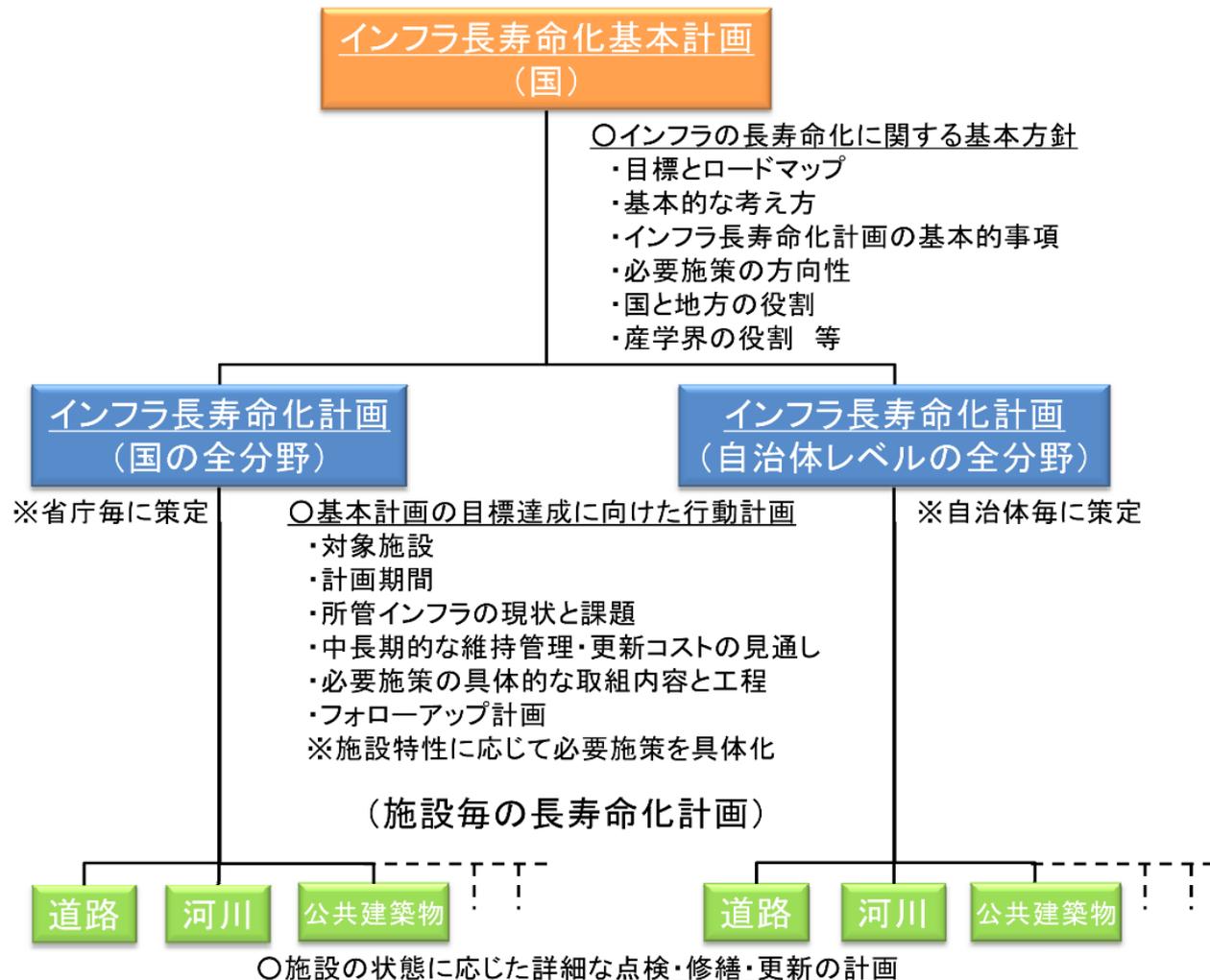
| | |
|------------|--------------------------|
| 点検・診断 | 例) 点検未実施の施設を解消 |
| 修繕・更新 | 例) 緊急修繕を完了 |
| 基準類の整備 | 例) 点検マニュアルを見直し |
| 情報基盤の整備と活用 | 例) プラットフォームを構築・運用 |
| 個別施設計画の策定 | 例) 対象とした全ての施設で計画を策定 |
| 新技術の開発・導入 | 例) 重要な施設全てでセンサーによるモニタリング |
| 予算管理 | 例) 個別施設計画に基づき計画的に配分 |
| 体制の構築 | 例) 維持管理担当の技術職員を配置 |
| 法令等の整備 | 例) 維持管理に係る基準を法令で明示 |

6. フォローアップ計画

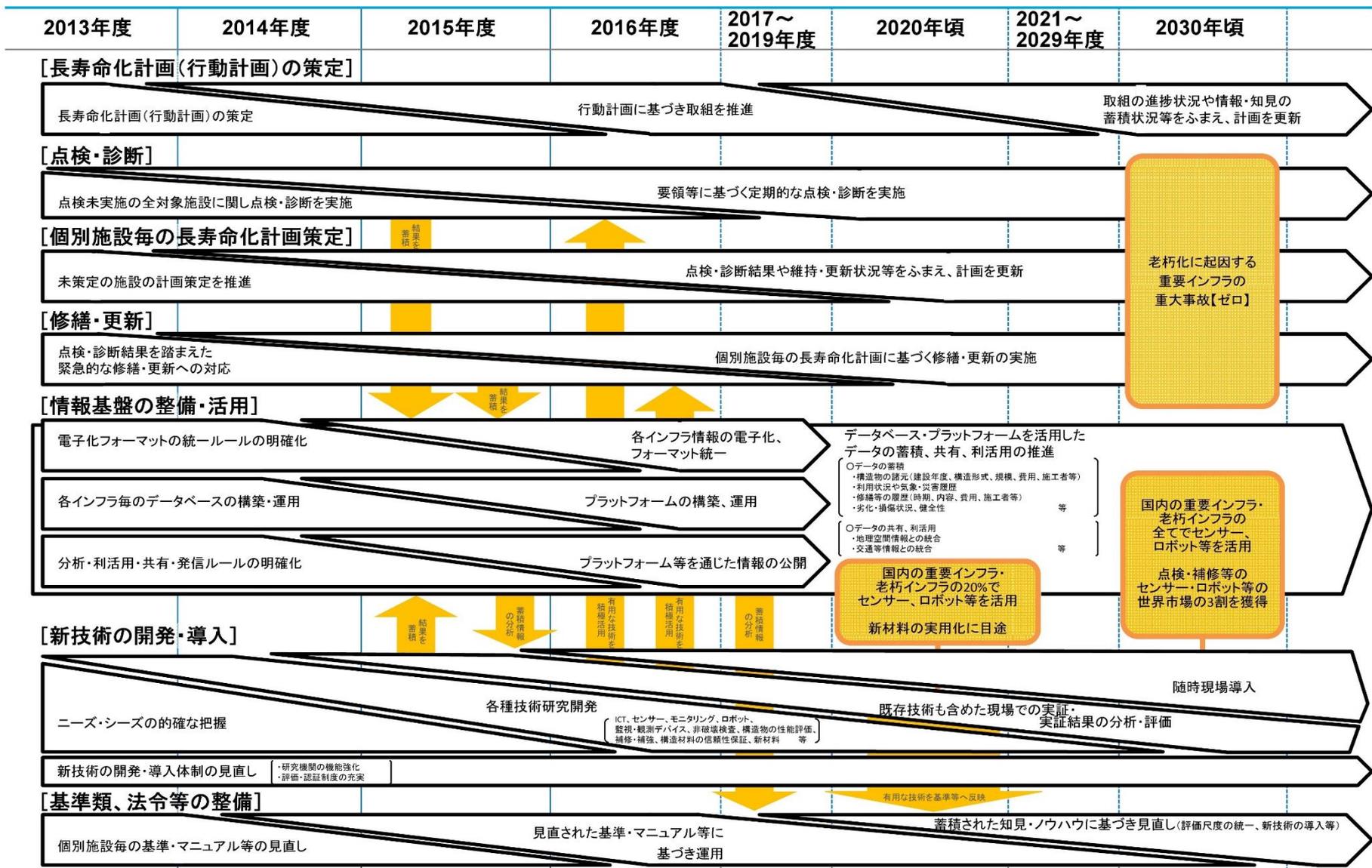
- 行動計画を継続し、発展させるための取組を明記



インフラ長寿命化に向けた計画の体系イメージ



インフラ長寿命化基本計画(ロードマップ)



インフラ長寿命化基本計画(ロードマップ)

